マイナンバー制度を利用した所得確認について

福祉医療費受給者証交付手続きに所得・課税証明書の提出が必要な場合、マイナンバー制度を利用して所得の確認ができるようになりました。

マイナンバー制度の利用を希望される方は、所得判定対象者の同意と下記の書類を提出いただくことで、所得・課税証明書の提出が省略できます。

**〇申請に必要なもの**

・地方税関係情報の取得に関する同意書（下記の所得判定対象者すべての同意が必要）

|  |  |
| --- | --- |
| 制度名 | 所得判定対象者（同意者） |
| 高齢期移行助成 | 本人を含む世帯全員 |
| 乳幼児等・こども医療費助成 | 父および母 |
| 母子家庭等医療費助成 | 父または母、扶養義務者 |
| （高齢）重度障害者等医療費助成 | 本人、配偶者、扶養義務者 |

・個人番号が確認できる書類（同意者すべての方）

|  |
| --- |
| マイナンバーカード・個人番号が記載された住民票の写し等 |

・本人確認書類（同意者全ての方）

|  |  |
| --- | --- |
| 本人確認書類のうち1点でよいもの | マイナンバーカード・運転免許証・障害者手帳・パスポート等 |
| 本人確認書類のうち2点必要なもの | 資格確認書・介護保険被保険者証・年金証書・限度額適用認定証等 |

**〇注意事項**

**※同意書は同意者が直筆で記入してください。**

**※代理人が同意書に記入する場合は、本人からの委任状が必要です。また、代理人の本人確認書類が必要です。**

**※同意書を提出されない場合は、所得課税証明書を添付してください。**

**※情報取得には日数を要しますので、受給者証の即日交付はできません。お急ぎの方は所得・課税証明書をご提出いただきますようお願いいたします。**

**※同意書の記載に誤りがある場合や、所得の申告をされていない場合等、マイナンバー制度を利用できない場合があります。**